

平成 30 年度 舞鶴市立吉原小学校いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある重大かつ深刻な人権問題である。

舞鶴市立吉原小学校いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）は、本校の児童一人ひとりの尊厳と人権が尊重される学校づくりを推進することを目的に、舞鶴市、学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 13 条の規定に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

第 1 いじめの防止等の組織

- 1 いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、校内に「いじめ対策委員会」を置く。
- 2 「いじめ対策委員会」の構成員は次のとおりとし、「教育相談・特別支援委員会」と兼ねる。また、必要に応じて関係する教職員や外部有識者等を加える。

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、いじめ・不登校対策担当、人権主任、教育相談主任、養護教諭、特別支援教育担当
- 3 「いじめ対策委員会」は月 1 回開催する。緊急に必要なときは臨時開催をする。
- 4 「いじめ対策委員会」は、次のことを行う。
 - (1) 基本方針に基づく取組の実施、具体的な年間計画（「いじめの未然防止・早期発見に向けて」「好ましい人間関係育成プログラム」）の作成・実行・検証・修正
 - (2) いじめの相談・通報の窓口
 - (3) 関係機関、専門機関との連携
 - (4) いじめの疑いや児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、迅速な共有
 - (5) いじめの疑いに係る情報に対して、関係する児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制及び保護者との連携等対応方針の決定
 - (6) 重大事態が疑われる事案が発生した時に、その原因がいじめにあるかの判定
 - (7) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査
 - (8) 当該重大事態を踏まえた同種の事態の発生防止のための取組の推進
- 5 保護者や関係機関等からいじめについての訴えがあったときや、いじめの対処がうまくいかないケース、基本方針や年間計画の見直し、重大事態が疑われる事案が発生した時等、必要に応じて、以下の構成員を加え、拡大委員会を開催する。

PTA 会長、学校運営協議会会長、子育て支援協議会会長、民生児童委員会代表、（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー）

なお、いじめの調査等に際して知り得た全ての個人情報については開示しない。いじめ対策委員会から退いた場合も同様とする。

第2 いじめの未然防止

1 基本的な考え方

いじめは、どの子どもにも起こりうるものであるとともに、どの子どもも加害者にも被害者にもなりうるものである。このことを踏まえて、すべての児童を対象に互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し、他者を尊重するなど豊かな感性を育むとともに、いじめを許さない集団づくりのために、全教職員がPTA等関係者と一体となって継続的に取組を行う。その際、児童に対し、「いじめは人間として絶対に許されない」ことの指導を徹底する。

2 いじめの未然防止のための取組

(1) 達成感が持てる学習活動の創造

- * 少人数学級（複式）の特性を生かした授業の推進
- * 言語活動の充実（読書等の取組）
- * マイ☆スタ（自主学習活動）の充実
- * 補充学習や個別の学習支援の取組
- * 教室環境の整備
- * 授業規律の確立

(2) 自己有用感を育む取組の推進

- * 望ましい学級・学校づくりの推進
- * 少人数学級（複式）の特性を生かした複数学年による活動の充実
- * 異年齢集団活動の推進（縦割り班活動、保幼小連携、小中連携）

(3) 豊かな心を育む取組の推進

- * 体験活動の充実
- * 道徳教育の推進
- * 児童会活動の充実
- * 地域との交流活動やボランティア活動への参加、ふるさと学習の充実
- * 規範意識、コミュニケーション能力の向上
- * 家庭・地域との丁寧な連携

(4) いじめについて理解を深める取組の推進

- * 人権旬間の取組
- * いじめアンケート実施 年3回（6月、11月、2月）

(5) 教職員の資質能力の向上を図る取組の推進

- * 校内研修の実施（年4回、必要に応じて）
- * 校外研修会への参加
- * 「いじめ・不登校対策会議」への参加

(6) 情報モラル教育の推進

- * 携帯電話等の通信情報機器についてのモラルやその危険性に関する学習の実施
- * 通信情報機器の使用に関する児童アンケートの実施
- * ネットいじめを誘発する通信情報システムについての教職員研修の実施

第3 いじめの早期発見

1 基本的な考え方

いじめは、遊びやふざけあいを装ったり、教職員にわかりにくい場所や時間に行われたりするなど、教職員が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識することが必要である。

このことから、児童が示す変化や危険信号を見逃さないように、日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築、教職員の共通理解等に努める。

2 いじめの早期発見のための取組

(1) 情報の集約と共有

- ア 週1回の生徒指導交流を通じて全教職員で共有する。
- イ 毎月「いじめ対策委員会」を開催する。
- ウ 緊急の場合は、職員会議等で情報を共有する。
- エ 日常的な教職員間の交流を行う。(何でも相談し合える職場の雰囲気醸成)
- オ 教職員と児童との信頼関係を深める。(個人ノートや日記の活用等)
- カ 教職員と保護者・地域との信頼関係を深める。(家庭訪問等)

(2) 全児童を対象としたアンケート調査及び聴き取り調査を実施する。

- * アンケート調査及び聴き取り調査(6月、11月、2月)

(3) 相談体制の整備と周知

- * 毎学期1回、「いずみの時間」(教育相談週間)を実施する。(6月、11月、2月)
- * 必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、舞鶴市教育支援センター「明日葉」「いじめ相談室」等 関係機関との情報の共有を図る。

第4 いじめに対する取組

1 基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに校長へ報告するとともに、「いじめ対策委員会」で情報共有し、今後の対応について検討する。その際には、被害児童やいじめを知らせてきた児童を守り通すとともに、加害児童に対しては教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応については、教職員全体の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもと行う。

2 いじめの発見・通報を受けた時の対応

- (1) いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- (2) いじめと疑わしき行為を発見した、あるいは相談や訴えがあった場合には、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有する。
- (3) 「いじめ対策委員会」を中心に関係児童から事情を聴くなど、いじめの有無の確認を行う。結果は、遅滞なく、校長が責任を持って教育委員会に報告するとともに、加害・被害児童及びそれぞれの保護者に連絡する。(記録と情報整理)
- (4) 被害児童やその保護者への支援を組織的に行う。
- (5) 加害児童への指導を行うとともに、その保護者に、よりよい成長に向けて学校の取組方針を伝え、協力を求める。
- (6) 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察等との連携を図る。
- (7) いじめが起きた集団に対しても自分の問題として捉えさせ、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

* ネット上のいじめへの対応

- ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する措置をとる。

第5 重大事態への対処

- 1 重大事態の意味は、次のとおりとする。
 - ア 児童が自殺を企図した場合
 - イ 人体に重大な傷害を負った場合
 - ウ 金品等に重大な被害を被った場合
 - エ 精神性の疾患を発症した場合
 - オ 学校の受け止めや対応について、当該保護者の理解が得られない場合

- 2 重大事態が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告し、調査の実施について教育委員会の判断を仰ぐ。

学校が調査を行う場合は、「いじめ対策委員会」を中心に、被害児童やその保護者の思いを踏まえるとともに、調査の公平性・中立性の確保に努め、事実関係を明確にする。

- 3 学校で行う調査の状況については、必要に応じて被害児童やその保護者に対して適切に情報を共有する。

- 4 「いじめ対策拡大委員会」を開催し、指導・助言を得る。

- 5 調査結果を教育委員会に報告するとともに、被害児童やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について説明する。

- 6 調査結果を踏まえ、当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な取組を組織的に進める。

第6 いじめに係る啓発

- * P T Aとの連携の下、いじめに対する理解を深める取組を推進する。
- * いじめの防止に関する学校の基本方針や取組をホームページ等で積極的に発信する。